

東伊豆町耐震シェルター及び防災ベッド整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時において住宅内に安全な空間の確保を図り、もって住宅の倒壊などによる人的被害を最小限にとどめるため、耐震シェルター及び防災ベッド整備事業（以下「補助事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、東伊豆町補助金等交付規則（令和2年東伊豆町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震シェルター及び防災ベッド整備事業 木造住宅の1階部分に耐震シェルター又は防災ベッドを設置する事業をいう。
- (2) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築され、又は同日に工事中であつた居住のために継続して利用する木造軸組工法の一戸建て住宅（長屋及び集合住宅は除くものとし、併用住宅にあつては、居住の用に供する部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）をいう。
- (3) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊から生命を守るため住宅内に設置する箱型の装置で、地震動による家屋の倒壊に耐え得る堅ろうな構造のものとして静岡県知事が認定したものをいう。
- (4) 防災ベッド 地震による住宅の倒壊から生命を守るため住宅内に設置するベッドの上を金属製のフレーム等で覆う装置で、地震動による家屋の倒壊に耐え得る堅ろうな構造のものとして静岡県知事が認定したものをいう。
- (5) 高齢者等の居住する住宅 借家を除き、次のいずれかに該当する住宅をいう。
 - ア 当該事業完了までに65歳以上となる者のみが居住するもの
 - イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの
 - ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護者又は要支援者が居住するもの

エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

(補助の対象及び補助金等の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助対象要件)

第4条 補助対象要件は、次に掲げる各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 木造住宅の所有者又は居住者（当該所有者が承諾したものに限る。）が実施する補助事業であること。ただし、補助金の交付は木造住宅1戸につき1回を限度とする。
- (2) 東伊豆町木造住宅耐震補強助成事業費補助金（補強計画一体型）交付要綱（令和3年東伊豆町要綱第13号）又は廃止された東伊豆町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱（平成14年東伊豆町要綱第14号）の規定による補助金の交付を受けて、耐震補強工事を実施していない住宅であること。
- (3) この要綱の規定による補助金の交付を受けて、防災ベッド又は耐震シェルターの設置をしていない者が実施する補助事業であること。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルター及び防災ベッド整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1以上の地図）
- (2) 耐震シェルター又は防災ベッドの仕様書
- (3) 工事概要の分かる図面（附帯工事を実施する場合に限る。）
- (4) 設置予定場所の写真
- (5) 補助対象経費の見積書の写し
- (6) 昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅であることを証明する次に掲げるいずれかの書類の写し
 - ア 建築確認通知書
 - イ 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
 - ウ 家屋登記簿謄本
- (7) 住宅の所有者を証明する次に掲げるいずれかの書類の写し
 - ア 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
 - イ 家屋登記簿謄本
- (8) 住宅の所有者の承諾書（申請者が住宅の所有者でない場合に限る。）
- (9) 高齢者等の居住する住宅の場合は次に掲げるいずれかの書類

ア 居住者全員が当該事業完了までに65歳以上となることが確認できる
住民票の写し

イ 障害者等であることが確認できる書類の写し

(ア) 身体障害者手帳

(イ) 介護保険被保険者証

(ウ) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

(10) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、耐震シェルター及び防災ベッド整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 町長は、補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助事業に要する額の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得した財産については、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けてはならないこと。

(4) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。

(5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(変更、中止又は廃止の承認)

第8条 申請者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、耐震シェルター及び防災ベッド整備事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、耐震シェルター及び防災ベッド整備事業（変更・中止・廃

止) 承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、耐震シェルター及び防災ベッド整備事業完了実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 設置の前後が確認できる写真

(2) 工事概要の分かる写真(附帯工事を実施する場合に限る。)

(3) 補助対象経費の領収書の写し

(4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、耐震シェルター及び防災ベッド整備事業費補助金交付確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに耐震シェルター及び防災ベッド整備事業費補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助金の額
耐震シェルター又は防災ベッドの設置に要する経費のうち、購入費、運搬費及び設置費(設置のため必要となる場合、床下工事等の附帯工事費を含む。)	補助対象経費の3分の2以内の額とし、400,000円を限度とする。ただし、高齢者等の居住する住宅については、補助対象経費の6分の5以内の額とし、500,000円を限度とする。